

2023年9月定例県議会 総括質問

2023年10月2日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。

一、原発事故対応について

まず原発事故対応についてです。

福島原発からの処理水海洋放出は漁業者との約束を破り、国と東電への信頼を根底から覆しました。東日本国際大学副学長は7月23日の民報日曜論壇で、漁業者と国の約束について、「放出反対か、風評被害が起きないかは条件ではない。官僚文法では通用する理論なのだろう」と批判し、政治が科学を言い出したときには注意が必要、言論の府には社会科学的根拠に基づく対策を実行してほしいと述べました。県議連・全漁連も反対は変わらないとしています。

そこで確認しますが、ALPS処理水について、漁業者が反対する中、海洋放出が強行されたと思いますが、知事の考えを伺います。

内堀知事

お答えいたします。

ALPS処理水の海洋放出につきましては、漁業者のみなさんから風評被害に対する不安や懸念とともに、我々の願いは漁業を続けていくというその一点であるといった切実な声が示されております。処理水の海洋放出は、長期間にわたる取り組みが必要であることから、国及び東京電力においては、こうした漁業者のみなさんの思いをしっかりと胸に刻み、漁業者の皆さんが将来にわたり漁業を継続していくことができるよう、万全の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきであると考えております。

宮本委員

漁業者の反対は変わらないと言っているわけですね。なぜ変わらないと言っているのか、知事はどのように捉えておられるか伺います。

内堀知事

8月に行われた全漁連と内閣総理大臣との面談において、漁業者のみなさんからは、漁業者と国・東京電力は復興と廃炉という共通目標に向けて現時点において同じ方向を向いて進んでいるとの思いや、我々の願いは漁業を続けていくというその一点であるといった切実な声が示されました。国及び東京電力においては、こうした業者の皆さんの意見を真摯に受け止め、漁業者の皆さんが将来にわたり漁業を継続していけるよう万全

の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきであります。

宮本委員

知事は、本会議の答弁で県漁連が「廃炉が完結した時点で福島の漁業が生業として継続していれば、約束は果たされたことにしたい」と述べた、このことを理由に、約束違反ではないとの認識を示しました。県漁連は苦渋の発言だったと思うんです。国・東電と交わした約束に対しては、漁連は「反対はいささかも変わらない」としており、理解が得られたとは言えません。ALPS処理水の処分について、県漁連と国・東京電力との約束が破られていないとはどのような状態を指すのか、県の考えを伺います。

危機管理部長

ALPS処理水の処分に関する県漁連と国・東京電力の約束につきましては、「県漁連は廃炉が完遂した時点で福島の漁業が生業として継続していれば、約束は守られたこととしたい」と述べられました。国及び東京電力においては、こうした漁業者の皆さんの思いをしっかりと胸に刻み、漁業者の皆さんが将来にわたり漁業を継続していけるよう万全の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきであると考えております。

宮本委員

国や東電が自分たちの都合に合わせて勝手に約束の内容を変えてしまうということは許されないと 생각합니다。復興を進めるためには、国や東電との信頼関係は不可欠です。国も何度も国会で約束は守ると述べており、国民との約束でもあったわけです。国民の怒りも大きなものです。廃炉、海洋放出がいつ完了できるのか、廃炉完了の形も完了の時点も、漁業者がどのように継続されるのか誰も分かりません。ALPS処理水の処分について、県として県漁連が「廃炉が完遂した時点で福島の漁業が継続していれば、約束は果たされたこととしたい」と述べたことを約束が守られているかの判断基準とするのは不適切と思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

ALPS処理水の海洋放出につきましては、漁業者の皆さんから風評被害などに対する不安や懸念、検査、魚介類の販路拡大の支援などを求める意見とともに、我々の願いは、漁業を続けていくというその一点であるといった切実な声が見られます。国及び東京電力においてはこうした漁業者の皆さんの思いを真摯に受け止め、漁業者の皆さんが将来にわたり、漁業を継続していけるよう万全の対策を講じるなど、最後まで全責任を持って取り組むべきであると考えております。

宮本委員

河北新報は9月4日の記事で、「唐突な新解釈で約束反故」との見出しをつけて「漁業者にとっては狐につままれたような新説だったに違いない。苦し紛れの決着はいかに放出前の理解が乏しかったかを浮き彫りにしている」と書きました。この新説が県民、漁業者を納得させられるとお考えなのでしょうか。再度伺います。

危機管理部長

A L P S 処理水の海洋放出について、漁業者の皆さんからは風評被害などに対する不安や懸念とともに、生業継続への願いなど切実な声が示されております。国及び東京電力においては、こうした漁業者の皆さんの思いを真摯に受け止め、漁業者の皆さんが将来にわたり漁業を継続していけるよう、万全の対策を講じるなど最後まで全責任を持って取り組むべきであると考えております。

宮本委員

漁連の代表が何と言おうが、現場の漁業者は理解しがたいというふうに述べています。海洋放出によって生じた諸問題解決の道は、海洋放出をストップさせることです。世界の事故原発で故意に放射性汚染水を海に流したことはないんです。

I A E A は、科学的に問題はないとの包括報告書を提出しましたが、実は総量規制がなく国際基準そのものが科学的根拠が希薄だということなんです。今ちまたでは味噌汁議論が盛んでして、塩分量は変わらないのに薄めれば大丈夫というのは、どう理解したらいいんですかと私の元にも多くの人から疑問が寄せられました。

A L P S 処理水海洋放出問題は、公害問題の見地で予防の原則に立ち、放出しないことが何よりも対策です。海洋放出差し止めを求める裁判では、放射性物質の海洋投棄を禁止したロンドン条約違反もその争点の1つになっています。A L P S 処理水の海洋放出について、国際基準には放射性各種の総量規制がないことを県民に分かりやすく説明すべきと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

原子力発電所から放出される放射性各種の規制につきましては、国際放射線防護委員会の勧告を踏まえ、一般講習の被ばく線量が年間で1ミリシーベルト未満となるよう核種ごとに基準となる濃度が定められております。引き続き、国及び東京電力に対し浄化処理を確実に実施するとともに、国内外への正確な情報発信の取り組みを求めてまいります。

宮本委員

この根本的な対策としては、増え続ける汚染水の抑制対策を最優先すべきだと思います。

す。東電は当面建屋の局所止水を先行するとしていますが、専門家は次々と穴が明らかになってもぐらたたきになり、効果は期待できないと述べています。東京電力が汚染水の発生抑制対策として位置づける局所治水について、県独自にその有効性を検証すべきと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

原子炉建屋等の局所止水につきましては、国の汚染水処理対策委員会において、追加的な汚染水発生抑制対策として決定されたものであり、現在治水に適した材料の選定や止水材料を地下の建屋貫通部に充填するための工事方法の討等が行われております。県といたしましては、廃炉安全監視協議会等によりその取り組み状況等を確認してまいります。

宮本委員

局所止水では抑制できないということはもうはっきりしていると思います。根本的な抑制対策をとらせる、この県の立場ははっきりさせて取り組むべきだと思います。

次に、ALPSで処理しても除去しきれないトリチウム以外の核種の量はどの程度になるのか、明らかにされていません。トリチウム以外の核種はなぜ示されないのでしょうか。ALPS処理水について、放出回ごとにトリチウム以外の放射性核種の総量を明らかにすべきと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

トリチウム以外の放射性核種の総量につきましては、東京電力が先月 28 日に第 1 回放出分について隔週ごとに公表しており、今後も放出回ごとに公表される予定となっております。

宮本委員

今回測定されたのは 29 種類ということですので。1 回目に放出された処理水の放射性物質の総和は 0.28 ということなわけですので、この全体の総量を明らかにすべきというふうに思うんですね。その点でもう一度お答えください。

危機管理部長

ALPS処理水の海洋放出につきましては、トリチウム以外の放射性核種が法令に基づく濃度基準を確実に下回っていることが重要であることから、引き続き、国及び東京電力に対し、増加処理を確実に実施するとともに、国内外への正確で分かりやすい情報発信の取り組みを求めてまいります。

宮本委員

国はですね、次に除染で出た除去土壌の再生利用を一気に進めようとしていると思われます。I A E Aが飯舘村の除去土壌の再生利用は問題ないなどとする見解を示した報告書を取りまとめた環境省が明らかにしました。しかし、実証事業は県内の二本松市、南相馬市、県外でも住民説明会が開かれた所沢、新宿御苑いずれも地元の反対が強く頓挫しています。新たな風評被害を招きかねない除去土壌の再生利用は行わないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

生活環境部長

除去土壌の再生利用につきましては、国の責務である除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取り組みの一つとして実施しているものと受け止めております。県といたしましては、実証事業の実施にあたり、新たな風評や不安が生じることのないよう丁寧な対応を国に求めてまいります。

宮本委員

廃棄物の再利用基準は100ベクレルです。しかし、除去土壌は8,000ベクレル。明らかなダブルスタンダードです。放射能は拡散させないというのは取り扱いの原則だと思いますが、いかがお考えですか。

生活環境部長

100ベクレルと8,000ベクレルの2つの基準でございますけれども、国が放射性物質に汚染された廃棄物に関して定めた基準でございます。100ベクレルは原子炉等規制法に基づき安全に再利用できる基準として、原子炉解体に伴うコンクリートや金属を想定したものでございまして、8,000ベクレルは原発事故後に制定された放射性物質汚染対象特例法に基づき、原発事故に伴って放出された放射性物質により汚染された廃棄物について、分別焼却埋め立て処分等の一般的な処理方法を想定し、安全に処理するための基準として定められたものでございます。除去土壌につきましては、放射性物質汚染対象特例法に基づく指定基準により、国の責務である除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取り組みの一つとして再生利用の実証実験を行っているものと認識しているものでございまして、県といたしましては、その実証事業にあたり、新たな風評不安が生じることのないよう丁寧な対応を国に求めてまいります。

二、高齢者のタクシー代補助について

宮本委員

次に入ります。高齢者のタクシー代の補助についてです。

高齢者のバス・電車代の無料化を実施する福島市は、さらに町内会を主体とした自主運営の移動支援「小さな交通」に一律 150 万円の補助を行うことになりました。田村市は、要介護認定を受けた高齢者は市の事業としてタクシー代 1 回 200 円の負担で利用できるため、歓迎されています。県は現在 2 年間の実証事業について、市町村一律に 800 万円程度の補助となっています。市町村が取り組むタクシーを活用した実証事業への補助制度を拡充すべきと思いますか、県の考えを伺います。

生活環境部長

市町村が取り組むタクシーを活用した実証事業への補助制度につきましては、デマンド型乗合タクシーの運行やタクシーの利便性を生かした通院や買い物等を支援する市町村の実証事業に対して、補助を行っております。引き続き、地域の実情に応じ高齢者等の交通弱者対策に取り組む市町村を支援してまいります。

三、障がい者等の支援について

宮本委員

障がい者の支援について、さらに伺います。先日、聴覚障害者情報支援センター10周年記念レセプションに出席した際、全国の支援センターの代表ともお会いし、本県の支援センターの体制を強化すべきとの指摘をいただきました。他県では、多様化する情報化に対応するため、センター機能の拡充が図られ、6人以上の常勤体制が主流だということです。本県は、現在 4.5 人分の委託料しか見ていませんが、センターからは 7 人分の業務を担っており、業務がきつく、頸肩腕症候群を発症した事例も出ているとのことです。

聴覚障害者情報支援センターへの委託料を増額すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

聴覚障害者情報支援センターの運営につきましては、委託する業務内容と必要な人員等について精査の上、委託先である一般社団法人福島県聴覚障害者協会との契約に基づき、適正な金額で業務を委託しております。

宮本委員

とても適正とは言えません。センターには、国家試験に準じる手話通訳士の資格を持つ人が 3 人いるんですが、県の人件費の委託基準額は月 17 万円です。あまりにも低すぎます。運営費の不足分は、協会が自らの基金を取り崩して賄っています。委託料の大幅な増額を行うべきですが、再度伺います。

保健福祉部長

聴覚障害者情報支援センターの運営費につきましては、委託する業務の内容と必要な人員等について、精査の上、適正な金額で業務を委託しております。

宮本委員

適正ではないというふうに申し上げていますので、しっかり検討ください。

難病患者の認定継続のためにほぼ毎年必要となる診断書料金は、医療機関が設定しますが、2倍の料金格差があります。私が聞いた県内主要病院では最も高いのが県立医大病院で一通6,750円と高額です。物価高騰の下で、軽減してほしいとの切実な要望が寄せられています。難病患者の負担軽減のため、認定にかかる診断書を全額補助すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

難病患者の認定に係る診断書につきましては、難病法に基づき、毎年その提出を求めることとなっております。県といたしましては、難病患者の負担軽減を図るため、認定の有効期間の延長について国に要望しております。

四、頻発する災害級の異常気象への対応について

宮本委員

次に、頻発する災害級の異常気象への対応についてです。

連日の猛暑で7月8月の平均気温はいずれも日本の観測史上最高を記録しました。9月20日に開かれた国連の気候野心サミットで、主催者のグテーレス事務総長は、人類は地獄への扉を開けてしまったと述べ、石炭化石燃料からの脱却を強く求めましたが、日本政府はこの会議で演説すらできませんでした。高温をもたらす太陽エネルギーを有効活用し、再エネの推進で温暖化対策と電気料金負担軽減につなげるべきです。国は7月の新エネ社会構想加速化プランで、日本で開発された新太陽光発電技術であるペロブスカイト太陽電池を本県の公共施設で実装事業に取り組むこととしました。これが実用化されれば、初期投資費用も縮減が見込まれ、県民参加を迫ることで普及拡大にもつなげていくべきだと思います。ペロブスカイト太陽電池の本県への先行導入にあたっては、県民も参加できる住宅への設置を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

企画調整部長

ペロブスカイト太陽電池につきましては、本年4月に決定された福島新エネ社会構想加速化プランにおいて、その社会実装に際しては福島県内の公共施設データ等での先行的な活用を検討することとされたところでございます。県といたしましては、引き続き国や関連企業等と議論を進めてまいります。

宮本委員

県内各地でメガ発電設備の設置や計画が進む中で、環境保全のためこれ以上のメガソーラーはいらないと宣言を出した大玉村に続き、検討中を含めて 26 か所となる福島市は 8 月 31 日「ノーモアメガソーラー宣言」を行いました。条例や要綱ではありませんが、宣言を行うことで事業者が参入しにくくなります。県は県外資本が入り込んでメガ発電開発が進められた経過を踏まえ、大規模再エネ発電設備の導入について、県として歯止めをかけるための意思表示を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

企画調整部長

大規模再エネ発電設備の導入につきましては、関係法令や景観に配慮し、地域住民の理解を得ながら実施されることが重要と考えております。現在国において、再エネ発電設備の適正な導入および管理に向けて、関係法令の改正等が進められていることから引き続き、その動向を注視してまいります。

宮本委員

自家発電設備の拡大が今求められていると思うんですが、ソーラー発電の初期投資額が年々減少しているとはいえ、1 キロワット当たりの設置費は現在 20 万円を越す高額です。住宅用太陽光発電設備の補助制度について、補助率や上限額を大幅に引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

企画調整部長

住宅用太陽光発電設備の補助制度につきましては、予算規模、補助単価ともに全国的にも高い水準であると認識しております。引き続き、現行制度を有効に活用して住宅用太陽光発電設備の導入拡大に取り組んでまいります。

宮本委員

再エネ先駆けの地にふさわしい取り組みを求めたいと思います。

福島市高湯に開発中のメガソーラー発電設備のための森林伐採が進み、市内の各地から山の地肌が見えてきたことで、吾妻山の景観がすっかり変わりました。調節池は集中豪雨に耐えられるのかと市民から大きな不安の声が起きています。

近年の線状降水帯の頻発は、林地開発許可基準の抜本の見直しを求めていると思います。高湯のメガソーラー計画では調節池を 50 年確率豪雨強度で設計しているとのことです。時間雨量が 100 ミリを越すような集中豪雨が毎年のように全国で発生するもとの、これまでのような雨量をもとにした降雨強度を調節池の設置基準として使用するのは適切ではないと思います。

林地開発許可における調節池の設置に適用する降雨強度について、線状降水帯の頻発に耐えられるよう見直すべきと思いますが、県の考えを伺います。

農林水産部長

林地開発許可における調節池の設置に適用する降雨強度につきましては、森林法の規定及び関係する技術基準に基づき、下流河川に与える影響の程度や開発面積に応じ、県内における降雨状況のデータ解析で設定、定められた降雨強度式により算出した降雨強度を採用しております。

宮本委員

この降雨強度は10年ごとの見直しということですが、最近の線状降水帯の発生を踏まえて、いつ見直しになるのか分かったらお聞かせください。

農林水産部長

現在の降雨強度式は平成26年度に策定されたものであります。これまで概ね10年おきに最新の降雨を追加して解析を行い、改定が行われております。

五、新型コロナウイルス感染症対策について

宮本委員

次に新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナ感染症の新規感染は最近ようやく減少に転じたとはいえ、インフルエンザとの同時流行となり、引き続き警戒が必要です。全数把握も無料検査もなくなり、県民には感染の実態が分かりにくくなっています。現状を正確に把握し、県民に伝えるとともに必要な対策をとる、県の役割は重要です。県は10月以降、必要病床確保数を減少させる計画ですが、医療機関によっては9月以降の確保病床を上回る入院数になっているところもあります。感染の現状を踏まえ、必要病床数は削減せずに維持すべきと思いますが、考えを伺います。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更後、幅広い医療機関による受け入れ体制の整備を段階的に進めてきたところであります。引き続き、県医師会及び医療機関と連携しながら、必要となる受け入れ病床数の確保に努めてまいります。

宮本委員

コロナは発熱の症状が出ない場合もあって検査しなければスルーします。感染は拡大します。しかしコロナの高い感染力は変わりません。国は無料検査をやめました。再

開が必要です。感染の有無を確認し外出を控えることや治療につなげるため、検査を無料化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の検査につきましては、5類感染症への移行に伴い政府において抗原定性検査キットの普及や他の疾病との公平性を踏まえ、終了を判断したものと認識しております。引き続き、新型コロナウイルス感染症相談センターの活用や検査キットによる自主的な検査について周知を図ってまいります。

宮本委員

自主検査にはお金がかかるんです。だから無料（検査）を継続しろということを言っていますので、しっかり検討してください。

六、畜産業の支援について

宮本委員

次に、畜産業の支援についてです。

畜産農家は餌代や資材の高騰に苦しめられています。先日、要望にみえた県の獣医師会長に「畜産は大変ですね」と声をかけると、「大変どころか危機です」との返事です。畜産組合の会長に牛の価格を伺いますと、値段がつかず引き取ってもらえればい方だと述べられ、お二人の言葉からも畜産が抱える深刻な実態がうかがえます。畜産農家を支えてきた獣医師の不足も深刻だと言います。

そこで、今年度実施した獣医師採用選考予備試験の採用予定者数、申込者数および合格者数を伺います。

総務部長

今年度実施した獣医師採用選考予備試験につきましては、これまで試験を2回実施し採用予定者数17名に対し、申込者数11名、合格者数9名となったところであります。今月3回目の試験を予定しており、引き続き獣医師の確保に努めてまいります。

宮本委員

今の数字伺を伺いますと、来年度も不足は解消できないということになるのでしょうか。いかがですか。

総務部長

今月3回目の試験を予定しているところでありまして、採用予定者数17名の確保に向けて、引き続きしっかり取り組んでまいります。

宮本委員

県職員の獣医師の確保に向けた処遇改善が必要だと思うんですが、処遇改善について県の考えを伺います。

総務部長

県職員獣医師につきましては、これまで県人事委員会勧告に基づく 11 等に特化した給与水準の引き上げや、採用が困難な職などに措置する初任給調整手当を引き上げるなど、処遇改善に努めてきたところであり、今後も適切に対処してまいる考えであります。

宮本委員

ゲップが出す大量のメタンガスは、CO₂ の 20 倍以上の温室効果があり、この削減は温暖化対策としても重要だと思います。メタンガス削減の研究が進んで、カシューナッツの皮だとか、渋柿の皮を粉末にして、餌に混ぜて牛に食べさせるとメタンガスの排出量が大きく減少する効果が確認されたとのこと。牛からのメタンガス発生を抑制するため、あんぼ柿の産地で大量発生する柿の皮を牛の餌に購入させる技術の実用化に向けた研究に取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

農林水産部長

柿の皮を牛の餌に混入させる技術につきましては、他県における研究の進捗を引き続き確認するとともに、本県農業の実績を踏まえた上で実用化に向けた研究の必要性について検討すべきと考えております。

宮本委員

今この牛のゲップが温室効果が高いということで、ちょっとこう悪者扱いみたいな風潮もあるんですよ。だから畜産を支援するという意味からもしっかり取り組んでいただきたいということなんです。もう温暖化対策は何でもいいから、やれることは何でもやる、それぐらいの覚悟で取り組まないと人類が生存できない。そういう課題ですので、しっかり取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

以上